

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月11日	
条例の題名	主要農作物種子のほ場審査等に関する条例		公 布 日	昭和27年8月5日
条 例 番 号	昭和27年三重県条例第32号		直 近 改 正 日	平成19年3月20日
所管部局課	農林水産部農畜産課		電 話 番 号	059-224-2547
条例の概要	この条例は、主要農作物種子法の規定により主要農作物指定種子生産ほ場及び審査について、必要な事項を定めるものである。			条例の 類型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	主要農作物種子法の適切な施行のため、本条例は必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	主要農作物種子法第2条～第4条において、県がほ場の指定及び審査を行う必要があることから条例での規定が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	主要農作物種子生産において不可欠な項目が記載されており行われていないものはなし。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	条例のもと、規則、要領等が設置されており目的の達成が図られている。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	主要農作物種子法	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	主要農作物種子に関する実務上の食い違いは認められない。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的のための規定との間で整合が図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	主要農作物種子法の規定に基づき必要なものを規定しているため一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障を生じる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行により、主要農作物種子生産が適切に行われ、結果、全ての県民に農産物が安定的に供給される。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行によるコスト負担は全ての県民により負担されている。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無
				有効期限に関する規定の有無
				無